１１－５ 別紙５　点検・調査方法

※本紙は下水道法改正前のものである。あくまで参考としての取り扱いであることに留意すること。

（１）緊急度判定実施者の資格

緊急度判定に係る業務は、（公社）日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士、下水道管路管理専門技士（調査、改築・修繕）のいずれかの合格者又は（公財）日本下水道新技術機構が認定する下水道修繕更生認定工法の技術認定講習を修了した者等、判定業務に精通した者が行うこととし、判定基準及び判定項目が不適切と判断された場合には、対象施設について再度調査を実施すること。

（２）管口カメラ点検

（ア） 管口カメラ点検

本作業は、路面から管口カメラを用いて行う点検とする。管口カメラの適用範囲として土被り 5.0m未満、管径 700㎜以下の管路とし、この範囲を超える場合はTV カメラ調査を実施することを標準とする。

（イ） 点検結果の評価基準は別紙 4 に従うものとする。

（ウ） 点検にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

（エ） 事業者が調査中に、調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに市に報告すること。

（オ） 劣化状況を調査し、点検後緊急対応が必要か判断する。

（カ） 調査表等記入

本作業は、点検結果をスパン毎に市の定める調査表に記入するとともに一覧表に取りまとめるものとする。

（キ） 上記結果を取りまとめて、報告書を作成するものとする。

（３）テレビカメラ調査

（ア） 調査箇所に調査が困難な堆積物を確認した際は、市の承諾を得てから清掃を行うこと。

（イ） テレビカメラ調査

a　調査にあたっては、小口径管はあらかじめ当該調査箇所を洗浄し，調査の精度を高めること。

b　使用機材については、現場及び既設管渠の状況にあった機械を使用すること。

c　本管の調査は，原則として上流から下流に向け，テレビカメラを移動させながら行うこと。

d　本管の調査にあたっては，管の破損，継手部の不良，クラック，取付管口等に十分注意しながら，全区間撮影（カラー）し，DVD 等に収録すること。異常箇所，取付管口等の必要箇所については，側視撮影（カラー）し，鮮明な画像を DVD 等に収録すること。

e　本管内の異常箇所の位置表示は，上流側マンホール中心からの距離とし，正確に測定すること。

f　取付管部の異常箇所の位置表示は，上流側マンホール中心からの距離とする。

g　管内に異常が発見された場合は，DVD 等とは別に，モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。

（ウ）調査結果の評価基準は、別紙 4 に定める判定基準に従うものとする。

（エ）調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること

（オ）事業者が調査中に、調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに市に報告すること。

（カ）調査表等記入

a　本作業は、前条の調査結果をスパン毎に市の定める調査表に記入するとともに一覧表に取りまとめるものとする。

b　調査表には、市が所有する久留米市下水道台帳等に記載されている管渠番号を付すものとする。

c　調査結果は、「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）」に準じるものとするが、市が定める判定基準（久留米市下水道管路調査マニュアル）に従い、①管の腐食、②上下方向のたるみ、③不良発生率の各項目の判定基準毎に 3 つのランク分けを行い、記入するものとする。

d　管 1 本ごとの不良ランク別に不良発生率を評価した結果に基づきスパン全体のランクを判定し最上位の評価ランクを当該スパンの評価とする。

e　スパン全体の「管の破損」、「管の継手ズレ」のランクａが１箇所でもある場合、道路陥没等の社会的影響が想定されることから、上表の判定基準とは別にランクＡとする。

f　同一箇所で複数の不良が発生している場合には、最上位の評価ランクのみをカウントする。（例：「管のクラックａ」と「浸入水ｂ」が発生している場合には、最上位の評価ランク「管のクラックａ」のみをカウントする）。

（キ）緊急度評価

a　緊急度評価は別紙 4 に準じるものとし、前項で作成した調査票を基にスパン全体の緊急度評価を行う。

b　緊急度判定は、以下のとおりに判定するものとする。
ランク分け
・緊急度Ⅰ：速やかに措置の必要な場合。
・緊急度Ⅱ：簡易な対応により必要な措置を 5 年未満まで延長できる場合。
・緊急度Ⅲ：簡易な対応により必要な措置を 5 年以上に延長できる場合。

c　判定は、可能な限り危険側として判定することとし、調査表で１項目でもランクＡに値するものがあった場合は、総合判定をランクＡとして判断するものとする。

d　緊急度判定の結果は、久留米市下水道台帳図上にランク毎に色分けをして取りまとめるものとする。

（ク）上記内容を取りまとめ、報告書を作成するものとする。

（4）マンホール目視調査及びマンホール蓋点検

（ア） 本作業は、現地にてマンホール内部の調査、マンホール蓋及び周辺舗装の点検を行うものとする。

（イ） マンホール目視調査

調査に先立ち，当該調査箇所を可能な限り洗浄し，調査の精度を高めること。ふた及びその周辺状況、マンホール内部を目視により詳細に調査すること。マンホール内部は調査員がマンホールに入り、スケール等を用いて調査すること。

写真は１箇所につき３枚以上撮影すること。異常が発見された場合はその都度異常箇所を写真撮影すること。

（ウ） マンホール点検・調査

点検は、以下の項目について行うものとする。

a　耐荷重種別

b　浮上防止機能

c　転落防止機能

d　外観

e　がたつき

f　表面摩耗

g　腐食

h　機能の作動

i　ふた・枠間の段差

j　その他監督職員が指示するもの

（エ） 調査・点検は一箇所ごとに蓋を開閉し、蓋及び受枠の据付け状況を前項の項目に従って行うものとし、同時に現状の写真撮影（全６枚：「ふた設置遠景」・「ふた表」・「ふた裏」・「高さ調整部」・「マンホール内部」・「周辺舗装」を基本）を行うものとする。また必要に応じて不具合箇所の写真も撮影する。

（オ） 調査・点検結果の評価基準は、別紙４に従うものとする。

（カ） 調査・点検を実施するにあたっては、調査員及び第三者の安全と付近の交通に支障をきたさないよう、十分な安全管理を講ずるものとする。

（キ） 事業者が調査中に、著しい蓋のがたつき及び舗装と蓋との段差等、事故発生の危険度が大きい箇所を発見した場合は、市へ早急に報告するものとする。

（ク） 調査表等記入

a　本作業は、前条の調査結果をマンホールごとに市の定める調査表に記入するとともに一覧表に取りまとめるものとする。

b　調査表には、市が所有する久留米市下水道台帳に記載されているマンホール番号を付すものとする。

c　調査結果は、別紙４に定める判定基準に従い、各項目の判定基準毎にランク分けを行い、記入するものとする。

（ケ） 調査結果判定

a　本作業は、前項で作成した調査表を基に補修・取替等の対策の緊急度を基準として総合判断を行うものとする。

b　緊急度判定は、以下のとおりに判断するものとする

ランク分け

・ランクＡ：危険度が非常に大きく、早急な取替が必要
・ランクＢ：危険度が大きく、早期の取替が必要
・ランクＣ：危険度が中程度で、計画的な取替が必要
・ランクＤ：危険度が小であるが、経過観察が必要
・ランクＥ：問題なし

c　判定は、可能な限り危険側として判定することとし、調査表で１項目でもランクＡに値するものがあった場合は、総合判定をランクＡとして判断するものとする。

（コ） 上記内容を取りまとめ、報告書を作成するものとする。

１１－６ 別紙６ 業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書の内容

「第８章　業務報告書類に関する事項」において、作成、提出を求める報告書類は以下のとおりである。

(1)　業務日報

表 １１-４　下水処理場業務日報の内容

報告の種類		報告の概要
01	主要データ （右データを含む）	① 総流入量、総風量、放流水量 ② 脱水処理量、発生汚泥量、種別毎契約毎搬出・処分量、消化ガス発生量 ③ 電力量、主要薬品使用量 ④ 水質データ ・ 処理プロセス毎の主要水質測定値 ・ 主要放流水質測定値と水質基準値 ⑤ 上記データの前日、前年同日の測定値を併記 ⑥ 太陽光・小水力発電電力量 ⑦ 消化ガス発電電力量 ⑧ 消化槽温度・加温時間
02	業務実施概要	実施した業務とその概要
03	特記事項	特に報告すべき事項（異常報告等）

表 １１-５　下水道施設・月間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該月における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 月間総流入量、総風量、放流水量 ② 時間毎流入下水量、系列毎送風量 ③ 生汚泥引抜量、余剰汚泥引抜量、消化槽投入・引抜量、消化ガス発生量 ④ 脱水処理量、発生汚泥量、種別毎契約毎搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ 中継ポンプ場の主要運転データ ⑧ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑨ 水質データ ・ 流入水質、処理プロセス毎水質 ・ 反応槽水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ ⑩ 太陽光・小水力発電電力量 ⑪ 消化ガス発電電力量

03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 南部浄化センター日常・巡視点検報告 ② 中継ポンプ場巡回点検報告 ③ マンホールポンプ場巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

表 １１-６　下水処理場　年間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該年における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ① 総流入量、総風量、放流水量 ② 月毎流入下水量、系列毎送風量 ③ 生汚泥引抜量、余剰汚泥引抜量、消化槽投入・引抜量、消化ガス発生量 ④ 脱水処理量、発生汚泥量、種別毎契約毎搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ 中継ポンプ場の主要運転データ ⑧ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑨ 水質データ ・ 流入水質、処理プロセス毎水質 ・ 反応槽水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ ⑩ 太陽光・小水力発電電力量 ⑪ 消化ガス発電電力量
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 南部浄化センター日常・巡視点検報告 ② 中継ポンプ場巡回点検報告 ③ マンホールポンプ場巡回点検報告

		④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

１１－７ 別紙７ 水質検査・汚泥試験の頻度

終末処理場で行う水質等精密検査業務の内容を以下に示す。

（１）水処理・汚泥処理等工程試験

表 １１-７　水処理工程試験

	分 析 項 目	回数	測定箇所								
			流入水	最初沈殿池	最終沈殿池		放流水	生物反応槽		返送汚泥（A系・B系）	ろ過水
					（A系・B系代表池）	全池		（A系・B系代表池）	全池		
日常試験	検体数		1	1	2	9	1	2	9	2	1
	pH	回/日	1	1	1(午前)	1	2	－	1	－	－
	水温	－	－	－	－	－	－	3回/週	－	－	－
	DO	回/日	－	－	－	－	－	1	－	－	－
	SV	回/日	－	－	－	－	－	1(午前)	1	2回/週	－
	MLSS･RSSS	回/週	－	－	－	－	－	3	－	2	－
	簡易アンモニア	回/週	－	－	1	－	1	－	－	－	－
	簡易リン	回/週	－	－	3	－	3	－	－	－	－
	透視度	回/日	1	1	－	1	2	－	－	－	－
	D2	回/日	－	－	－	－	－	1(午前)	1		－
	残留塩素	回/日	－	－	－	－	1	－	－	－	3回/週
	汚泥界面測定	回/週	－	1回/月	－	1	－	－	－	－	－
	顕微鏡試験	回/週	－	－	－	－	－	2	－	－	－
精密試験	水温	回/月	（２）	―	―	－	（２）	2	－	－	―
	透視度	回/月	（２）	2	2	－	（２）	―	－	―	－
	pH	回/月	（２）	2	2	－	（２）	2	－	2	1回/年
	COD	回/月	（２）	2	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	BOD	回/月	（２）	2	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	C-BOD	回/月	―	―	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	SS	回/月	（２）	2	2	－	（２）	－	－	―	2
	蒸発残留物	回/月	1	1	－	－	1	－	－	2	―
	強熱残留物	回/月	1	1	－	－	1	－	－	2	―
	大腸菌数	回/月	―	―	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	窒素含有量	回/月	（２）	2	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	リン含有量	回/月	（２）	2	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	アンモニア性窒素	回/月	（２）	2	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	亜硝酸性窒素	回/月	－	－	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	硝酸性窒素	回/月	－	－	2	－	（２）	－	－	―	1回/年
	残留塩素	回/月	－	－	－	－	（２）	－	－	―	1回/年
	SV	回/月	－	－	－	－	―	2	－	2	－
	MLSS	回/月	－	－	－	－	―	2	－	－	－
	MLVSS	回/月	－	－	－	－	―	2	－	－	－
	DO	回/月	－	－	－	－	―	2	－	－	－

※精密試験については、表12-9、表12-10の放流水及び流入水の検査と同時に行うこと
※精密試験の（）は、表12-9、表12-10に記載済みの項目

表 １１-８　汚泥処理工程試験

項　目		測定箇所							
		初沈引抜	重力濃縮	余剰引抜	ベルト濃縮	第2濃縮貯留槽	消化槽 No.1,2,3	BP供給	脱水
検体数		1	1	1	1	1	3	1	1
pH	回/月	1	1回/週	1	1	1	1回/週	1	2回/年
蒸発残留物	回/月	1	1回/週	1	1回/週	1	1	2回/週	2回/週
強熱残留物	回/月	1	1	1	1	1	1	1	1
揮発性有機酸	回/月	―	―	―	―	―	1	―	―
アルカリ度	回/月	―	―	―	―	―	1	―	―

表 １１-９　放流先河川試験

項　目		放流先上流	放流先下流
水温	年/回	3	3
透視度	年/回	3	3
DO	年/回	3	3
pH	年/回	3	3
BOD	年/回	3	3
COD	年/回	3	3
SS	年/回	3	3
窒素含有量	年/回	3	3
リン含有量	年/回	3	3
アンモニア性窒素	年/回	3	3
大腸菌数	年/回	3	3

※基本の測定月は、5 月、10 月及び２月

（２）放流水検査

放流水検査業務の内容を以下に示す。（測定箇所　１箇所）

表　１１-１０　放流水測定項目及び回数

			試 験 項 目	回数	下水道法基準項目
生活環境項目	生活環境項目	基本	水温	月2回	
		基本	透視度		
		基本	残留塩素		
		1	水素イオン濃度(pH)		○
		2	生物化学的酸素要求量(BOD)		○
			生物化学的酸素要求量(N-BOD)		参考
			化学的酸素要求量(COD)		参考
		3	浮遊物質量(SS)		○
		4	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)		○
			n-ヘキサン抽出物質（動植物油脂類）		○
		5	大腸菌数		○
		6	窒素含有量		○
		7	燐含有量		○
		8	(有害)アンモニア性窒素 (有害)亜硝酸性窒素 (有害)硝酸性窒素		○
有害物質	処理困難物質	9	フェノール類含有量	6回/年（奇数月）	○
		10	銅含有量		○
		11	亜鉛含有量		○
		12	溶解性鉄含有量		○
		13	溶解性マンガン含有量		○
		14	クロム含有量		○
		15	カドミウム及びその化合物		○
		16	シアン化合物		○
		17	有機燐化合物 （パラチオン・メチルパラチオン・ メチルジメトンおよびEPNに限る。）		○
		18	鉛及びその化合物		○
		19	六価クロム化合物		○
		20	砒素及びその化合物		○
		21	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		○
		22	アルキル水銀化合物		○
		23	ポリ塩化ビフェニル		○
		24	トリクロロエチレン		○
		25	テトラクロロエチレン		○
		26	ジクロロメタン		○
		27	四塩化炭素		○
		28	1,2-ジクロロエタン		○
		29	1,1-ジクロロエチレン		○
		30	シス-1,2-ジクロロエチレン		○
		31	1,1,1-トリクロロエタン		○
		32	1,1,2-トリクロロエタン		○
		33	1,3-ジクロロプロペン		○
		34	チウラム		○
		35	シマジン		○
		36	チオベンカルブ		○
		37	ベンゼン		○
		38	セレン及びその化合物		○
		39	ほう素及びその化合物		○
		40	ふっ素及びその化合物		○
		41	1,4-ジオキサン		○

・検査方法：排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

その他の項目については、下水試験方法、工場排水試験方法（JIS K 0102：2019）又はこれに準ずる方法。

・定量下限値及び有効数字桁数等については、市の指定による。

（３）流入水検査

流入水検査業務の内容を以下に示す。（測定箇所　１箇所）

表　１１-１１　流入水測定項目及び回数

			試 験 項 目	回数	下水道法基準項目
生活環境項目	生活環境項目	基本	水温	月2回	
		基本	透視度		
		1	水素イオン濃度(pH)		○
		2	生物化学的酸素要求量(BOD)		○
			化学的酸素要求量(COD)		参考
		3	浮遊物質量(SS)		○
		4	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	年2回(5,10月)	○
			n-ヘキサン抽出物質（動植物油脂類)		○
		6	窒素含有量	月2回	○
		7	燐含有量		○
		8	アンモニア性窒素		○
有害物質	処理困難物質	9	フェノール類含有量	2回/年(5,11月)	○
		10	銅含有量		○
		11	亜鉛含有量		○
		12	溶解性鉄含有量		○
		13	溶解性マンガン含有量		○
		14	クロム含有量		○
		15	カドミウム及びその化合物		○
		16	シアン化合物		○
		17	有機燐化合物（パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトンおよびEPNに限る。）		○
		18	鉛及びその化合物		○
		19	六価クロム化合物		○
		20	砒素及びその化合物		○
		21	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		○
		22	アルキル水銀化合物		○
		23	ポリ塩化ビフェニル		○
		24	トリクロロエチレン		○
		25	テトラクロロエチレン		○
		26	ジクロロメタン		○
		27	四塩化炭素		○
		28	1,2-ジクロロエタン		○
		29	1,1-ジクロロエチレン		○
		30	シス-1,2-ジクロロエチレン		○
		31	1,1,1-トリクロロエタン		○
		32	1,1,2-トリクロロエタン		○
		33	1,3-ジクロロプロペン		○
		34	チウラム		○
		35	シマジン		○
		36	チオベンカルブ		○
		37	ベンゼン		○
		38	セレン及びその化合物		○
		39	ほう素及びその化合物		○
		40	ふっ素及びその化合物		○
		41	1,4-ジオキサン		○

・検査方法：排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

その他の項目については、下水試験法、工場排水試験方法（JIS K 0102：2019）又はこれに準ずる方法。

・定量下限値及び有効数字桁数等については、市の指定による。

・採水場所、採水方法については、市との協議によるものとする。

（４）脱水汚泥成分試験

汚泥成分試験業務の内容を以下に示す。

表 １１-１２　汚泥成分試験（肥料等試験法）

	項目	回数
1	銅含有量	2回/年 (5,11月)
2	亜鉛含有量	
3	クロム含有量	
4	カドミウム及びその化合物	
5	鉛及びその化合物	
6	砒素及びその化合物	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
8	ニッケル含有量	
9	水分	

・試験方法：独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定めた『肥料等試験法』
・定量下限値及び有効数字桁数等については、市の指定による。

（５）脱水汚泥溶出試験

表 １１-１３　汚泥溶出試験

	項目	回数
1	カドミウム又はその化合物	2回/年 (5,11月)
2	シアン化合物	
3	有機燐化合物	
4	鉛又はその化合物	
5	六価クロム化合物	
6	砒素又はその化合物	
7	水銀又はその化合物	
8	アルキル水銀化合物	
9	ポリ塩化ビフェニル	
10	トリクロロエチレン	
11	テトラクロロエチレン	
12	ジクロロメタン	
13	四塩化炭素	
14	1,2-ジクロロエタン	
15	1,1-ジクロロエチレン	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	
17	1,1,1-トリクロロエタン	
18	1,1,2-トリクロロエタン	
19	1,3-ジクロロプロペン	
20	ベンゼン	
21	チウラム	
22	シマジン	
23	チオベンカルブ	
24	セレン又はその化合物	
25	1,4-ジオキサン	

・試験方法：「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示 13 号)」
　　なお、検液の作成はイの方法による。
・定量下限値及び有効数字桁数等については、市の指定による。

（６）脱水汚泥のダイオキシン類試験

表 １１-１４　汚泥のダイオキシン類試験

	項目	回数
1	ダイオキシン類	1回（11月）

・試験方法：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法
・試験機関：特定計量証明事業者（MLAP）であること。（認定の区分：水中又は土壌中のダイオキシン類の濃度）

１１－８ 別紙８ 庁舎清掃業務の内容

庁舎清掃業務の数量を以下に示す。

表 １１-１５　日常清掃（床）総括表

形状・寸法	作業内容	数量（m^2）	回数/年	箇所数
硬質床材	除塵及び水拭き	311.5	145	10
硬質床材	洗浄	15.0	243	1
弾性床材	除塵及び水拭き	110.6	48	2
弾性床材	除塵及び水拭き	797.6	145	18
弾性床材	除塵及び水拭き	6.3	243	1
計		1,241.0	－	32

表 １１-１６　日常清掃（床以外）総括表

形状・寸法・作業内容	数量(m^2)	回数/年	箇所数
ごみ収集	14.7	145	1
ごみ収集	13.4	243	1
ごみ収集、洗面台・鏡・水洗金具拭き、足拭きマット乾燥、脱衣棚拭き	6.3	243	1
ごみ収集、窓台拭き	23	243	1
ごみ収集、流し台洗浄、厨茶収集	38.2	243	1
ごみ集積、ドア拭き、窓台清掃	423.5	243	5
ごみ集積、ドア拭き、窓台清掃、流し台清掃、厨芥処理、金属磨き	22.2	243	1
ごみ集積、流し台清掃	10.2	145	1
ごみ集積、流し台清掃、厨芥処理、金属磨き	2.7	243	1
ドア拭き、手すり拭き	21	145	1
ドア拭き、洗面台・鏡清掃、衛生陶器清掃、汚物処理、せっけん・ペーパー補充、金属磨き	11.5	145	1
ドア拭き、洗面台・鏡清掃、衛生陶器清掃、汚物処理、ペーパー補充、金属磨き	70.5	145	5
ドア拭き、窓台清掃	17.6	48	1
フロアマット除塵、扉ガラス拭き、金属部分除塵、窓台清掃	170	145	1
手すり拭き	22.1	48	1
手すり拭き	124.5	145	2
什器・備品、窓台の除塵および拭き	93	48	1
什器・備品、窓台の除塵および拭き	2.6	145	1
洗面台・水栓拭き、鏡拭き	1.9	145	1
窓台の除塵および拭き	122.6	145	2
壁・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具拭き	15	243	1
計	1,226.5	－	31

表 １１-１７　定期清掃（床）　総括表

形状・寸法	作業内容	数量 (m^2)	回数/年	箇所数
硬質床材	表面洗浄	868.5	4	22
弾性床材	表面洗浄	1,048.6	4	23
計		1,917.1	-	45

表 １１-１８　剥離清掃　総括表

形状・寸法	作業内容	数量 (m^2)	回数/年	箇所数
弾性床材	剥離清掃	963.7	1	17
計		963.7	-	17

表 １１-１９　定期清掃（床以外）　総括表

形状・寸法	作業内容	数量 (m^2)	回数/年	箇所数
窓ガラス	ガラス清掃	316.2	2	2
窓ガラス	クモの巣除去	58.2	2	1
計		374.4	-	3

１１－９ 別紙９ 悪臭及びばい煙並びに騒音測定

下水処理場で行う悪臭及びばい煙測定業務の内容を以下に示す。

（１）悪臭測定

表 １１-２０ 悪臭測定の内容

項目	内容
測定場所	1箇所（汚泥処理施設の風下）
測定回数	年1回
測定時期	6月から9月の期間内に実施
測定項目	・アンモニア ・メチルメルカプタン ・硫化水素 ・硫化メチル ・二硫化メチル

・測定方法：特定悪臭物質の測定方法（昭和47年環境庁告示第9号）

・定量下限値及び有効数字桁数等については、市の指定による。

（２）ばい煙測定

ボイラーの使用状況によるが、非常用として利用した場合又は継続して休止する期間が6箇月以上の場合の回数とする。使用状況により測定回数は増える。

表 １１-２１ ばい煙測定の内容

項目	内容
測定場所	1箇所（ボイラー）
測定回数	年1回（使用状況により年2回）
測定項目	ばいじん濃度 窒素酸化物 硫黄酸化物

表 １１-２２ 測定対象ボイラーの仕様

項目	内容
ばい煙発生施設の種類	ガス専焼ボイラー
燃料種類	消化ガス
型式	真空式温水ボイラーVEC-100YG
設置年月日	1994年2月1日
伝熱面積(m^2)	25
燃焼能力（重油換算1/h)	138
煙突高さ(m)	7.25
煙突の傘の有無	有（横出し煙突）

・測定方法：大気汚染防止法施行規則第15条

・定量下限値及び有効数字桁数等については、市の指定による。

（３）騒音測定

表 １１-２３　騒音測定の内容

項目	内容
測定場所	７箇所
測定回数	年２回（6 か月を超えない範囲）
測定時間帯	４区分 ・朝の時間帯（6 時から 8 時） ・昼間の時間帯（8 時から 19 時） ・夕の時間帯（19 時から 23 時） ・夜間の時間帯（23 時から 6 時）



図 １１-１　悪臭及びばい煙並びに騒音測定箇所

１１－１０ 別紙 10　監視制御システム保守点検業務の内容

（1）業務内容

南部浄化センターと中継ポンプ場の監視制御システムの機能維持を目的とした以下に示す保守点検を行うこと。

ア 二重化試験

イ 切替試験

ウ HDD・通信状態確認

エ データ収集

オ 内部清掃

（2）対象設備

ア 南部浄化センター監視制御システム　一式
　メインサーバ、サブサーバ、各クライアント PC、光 HUB、インテリジェント HUB

イ 中継ポンプ監視制御システム　一式
　監視サーバ、クライアント PC、インテリジェント HUB、ルータ